

自転車乗車用ヘルメット 購入費補助金

補助金額 1,000円

- ・ポイント等を利用して支払った場合、ポイント等の利用分は補助対象外とします
- ・購入額が1,000円を下回る場合は、その購入額を補助金額とします
- ・補助金の交付は、使用者1人につき、ヘルメット1個限りとします

補助対象者

- 次の条件をすべて満たしている方
- ・市内に在住で自ら使用するためにヘルメットを購入した方
(未成年者等の場合は、保護者が申請することも可)
 - ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと
 - ・暴力団員等でないこと

申請方法

「交付申請書兼口座振替依頼書」及び添付書類を
市役所5階地域安全課窓口へ直接または郵送で提出

申請受付期間 ※予算額に達し次第終了

令和8年(2026年)4月1日(水)～令和9年(2027年)2月26日(金)必着

対象となるヘルメット

○新品未使用で令和8年(2026年)4月1日以降に購入したもの

○次のいずれかの安全性の認証を満たすもの

- ・SGマーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することの認証
- ・JCFマーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することの認証
- ・CEマーク 一欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することの認証
- ・GSマーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証
- ・CPSCマーク 米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証

申請の手順

補助対象ヘルメットの購入

- ※ 購入前に対象となるヘルメットかどうかご確認ください。
- ※ ポイント等を利用して支払った場合は、値引きと同様の取扱いとして、ポイント等の利用分は補助対象外となります。

申請書の提出

- ◆ 申請様式は市のホームページからダウンロードできます。
(ホームページは「ヘルメット補助金または p 37978」で検索)。
地域安全課の窓口(市役所 5 階)でも配布しています。
- ◆ 申請書類は、地域安全課の窓口にお持ちいただくか、郵送で提出してください。

必要書類	注意事項等
小田原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼口座振替依頼書 (様式第 1 号)	記入例をご確認の上、必要事項をすべてご記入ください。
申請者及び使用者の本人確認ができる書類の写し (申請者と使用者が異なる場合はそれぞれ 1 通)	マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、その他本人確認ができる書類の写し
ヘルメットの購入に係る領収書の原本等	申請者と購入者の氏名(領収書の宛名)が同一であって、購入日、販売店名、商品名、購入金額(税込み)が記載されているもの ※「適格請求書」は「領収書」ではありません。「適格請求書」を提出された場合は、改めて「領収書」の提出が必要となりますので、申請前にご確認ください。
ヘルメットの安全基準が確認できるものの写し	保証書等の写し、ヘルメットに貼付された認証マークの写真など ※ヘルメットと認証マークが 1 枚の写真に収まるよう撮影してください。
申請者名義の振込先口座番号が確認できるものの写し	通帳の写し(口座名義人、口座番号が記載してあるページ)

補助金交付決定

- ・申請書類受付後、2 か月ほどで、交付決定通知書を郵送します。

補助金の交付

市ホームページ



(受付・問合せ先)

小田原市地域安全課(市役所 5 階)
電話 0465-33-1396
住所 小田原市荻窪 300 番地